

手形法・小切手法 期末試験

*注意:

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

I. 次の問いに答えよ。

[第1問] (配点: 5点)

手形・小切手の機能と利用実態に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

ア) 小切手は、信用の手段として用いられる。

イ) 平成30年における日本の手形・小切手の手形交換高(交換枚数・交換金額いずれも)は、平成元年における日本の手形・小切手の手形交換高(交換枚数・交換金額いずれも)よりも少ない。

ウ) 日本では、現在、約束手形よりも小切手の方が、金額および枚数の点で多く用いられる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第2問〕（配点：5点）

手形・小切手と銀行取引に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号2の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 6か月以内に同じ振出人について不渡が2回生じれば、その者について取引停止処分が行われる。
- イ) 手形交換所での手形の呈示は、支払のための呈示としての効力を有する。
- ウ) 銀行が手形を満期前に買い取る取引を、手形貸付という。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

約束手形の振出に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 手形の所持人が支払呈示期間内に適法な支払呈示を行わなければ、振出人の支払義務は消滅する。
- イ) 裏書人が遡求義務を履行すれば、手形上の権利関係は最終的に消滅する。
- ウ) 通説によれば、振出人が手形に必要事項を記載して署名しても、手形を受取人に交付しなければ、振出は成立しない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

約束手形の手形要件に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、金額欄に文字で「金壹百円也」と記載され、その右上段に数字で「¥1,000,000-」と記載され、金額100万円の手形の印紙税額分の収入印紙が貼付された約束手形の手形金額は、100円である。
- イ) 手形に記載される振出日は、実際に当該手形が振り出された日と一致する必要はない。
- ウ) 判例によれば、確定日払の約束手形において、振出日の記載は手形上の権利の内容の確定のために必要でないから、その記載のない手形もこれを無効と解すべきではない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

約束手形の支払に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 振出人の手形金支払債務は、所持人が支払呈示をして請求しなければ、履行遅滞にならない。
- イ) 判例によれば、支払場所の記載のある手形は、支払呈示期間経過後も、手形に記載された支払場所において支払呈示しなければならない。
- ウ) 約束手形は、手形と引換でなくとも、支払をしなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

手形法 40 条 3 項は「満期ニ於テ支払ヲ為ス者ハ悪意又ハ重大ナル過失ナキ限り其ノ責ヲ免ル此ノ者ハ裏書ノ連続ノ整否ヲ調査スル義務アルモ裏書人ノ署名ヲ調査スル義務ナシ」と定め、同項は手形法 77 条 1 項 3 号により約束手形に準用される。手形法 40 条 3 項に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 6 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 通説によれば、裏書の連続を欠く手形については、所持人が当該手形についてすべての権利移転の事実を証明する場合に限り、手形法 40 条 3 項・77 条 1 項 3 項が類推適用される。
- イ) 判例・通説によれば、手形法 40 条 3 項にいう「悪意又ハ重大ナル過失」とは、所持人が無権利者であることを証明する証拠方法についての悪意・重過失である。
- ウ) 通説によれば、手形法 40 条 3 項は、所持人の同一性や代理権については適用されない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

民法のルールの手形行為への適用に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号 7 の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 未成年者である A が法定代理人の同意を得ずに約束手形を振り出し、受取人 B が当該手形を C に裏書譲渡した後で、A が振出を取り消した場合、C は、A に手形の支払を請求することはできないが、B に遡求することができる。
- イ) A が約束手形を振り出し、未成年者である受取人 B が法定代理人の同意を得ずに当該手形を C に裏書譲渡し、C がこれを D に裏書譲渡した後で、B が裏書を取り消した場合、D が当該手形を善意取得することはない。
- ウ) 判例によれば、約束手形の振出が強迫によるものであっても、そのことは人的抗弁となるにすぎない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅱ. 次の文章を読み、問いに答えよ。

手形法は、約束手形の譲渡方法として、裏書について定める。手形法 15 条 1 項・77 条 1 項 1 号によれば、裏書人は、原則として約束手形の支払を担保する。これを裏書人の (A) 担保責任 という。

手形法 16 条 1 項・77 条 1 項 1 号によれば、(B) 裏書の連続した手形の所持人は、権利者と推定される。このルールを前提として、手形法 16 条 2 項・77 条 1 項 1 号は、約束手形の (C) 善意取得について定める。

(D) 手形法 17 条は「為替手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ振出人其ノ他所持人ノ前者ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と定め、同条は手形法 77 条 1 項 1 号により約束手形に準用される。手形法 17 条にいう「所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」とは、通説によれば、「所持人ノ前者ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁」の存在を（ア）場合を指す。たとえば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、B がこの手形を C に裏書譲渡したという事案で、A による手形の振出の原因となった売買契約は B の詐欺によるものであり、C が裏書譲渡の時点で当該詐欺の事実を知っていたが、その時点では当該売買契約はまだ A によって取り消されておらず、C への裏書譲渡の後で A が当該売買契約を取り消したという場合、C は「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」ことに（イ）。また、判例によれば、A が売買代金の支払のために B を受取人とする約束手形を振り出し、B が当該手形を C に裏書譲渡し、C が当該手形を D に裏書譲渡したという事案で、C が「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」ものにあたらないが、D が「其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタル」ものにあたる場合、A は D に対して、B に対する「人的関係ニ基ク抗弁」を対抗することが（ウ）。

裏書には、(E) 特殊の裏書といわれるものがあり、特殊の裏書には以上に述べたルールが適用されないことがある。

〔第8問〕（配点：5点）

空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

1. ア＝知っていた
イ＝なる、ウ＝できない
2. ア＝知っていた
イ＝ならない、ウ＝できる
3. ア＝知っていた
イ＝なる、ウ＝できる
4. ア＝知っており、かつ、満期において債務者がそれを主張することは確実であると認識していた
イ＝ならない、ウ＝できる
5. ア＝知っており、かつ、満期において債務者がそれを主張することは確実であると認識していた
イ＝なる、ウ＝できない
6. ア＝知っており、かつ、満期において債務者がそれを主張することは確実であると認識していた
イ＝ならない、ウ＝できない

〔第9問〕（配点：5点）

下線部（A）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号9の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）Aが振り出した約束手形を受取人BがCに裏書譲渡し、これをCがDに裏書譲渡した場合、BはCおよびDに対して担保責任を負い、CはBおよびDに対して担保責任を負う。
- イ）Aが振り出した約束手形を受取人BがCに裏書譲渡し、これをCがBに裏書譲渡した場合、BはCに対して担保責任を負い、CはBに対して担保責任を負う。
- ウ）約束手形の所持人が裏書人の担保責任を追及するためには、支払呈示期間内に手形を適法に支払呈示しなければならない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第10問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各約束手形のうち、下線部（B）の裏書の連続があり、所持人が権利者と推定されるものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 受取人が「百合野一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人百合野一郎」の裏書人署名がされ被裏書人の記載がなく、第二裏書欄に「裏書人椿原二郎・被裏書人桜田三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、桜田三郎が所持する場合
- イ) 受取人が「水原一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人水原一郎・被裏書人氷室二郎」の裏書人署名・被裏書人の記載および（目的）として「取立のため」という記載がされ、第二裏書欄に「裏書人氷室二郎・被裏書人霧島三郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされた手形（その他の裏書欄には記載がない）を、霧島三郎が所持する場合
- ウ) 受取人が「月村一郎」と記載され、第一裏書欄に「裏書人月村一郎・被裏書人星田二郎」の裏書人署名・被裏書人の記載がされたが、このうち被裏書人の記載が抹消された手形（その他の裏書欄には記載がない）を、夜原三郎が所持する場合

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第11問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A が約束手形を債権譲渡の方法によって B に譲渡した場合、B が当該手形を善意取得することはない。
- イ) A が約束手形を白地式裏書によって B に譲渡した場合、B が当該手形を善意取得することはない。
- ウ) 通説によれば、未成年者である A が法定代理人の同意を得ずに約束手形を B に裏書譲渡した後で、A が B への裏書を取り消した場合にも、A は手形の善意取得を主張することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

下線部（D）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) AがBを受取人とする約束手形を振り出した後で、AB間の手形外の合意によってAの手形金支払義務が1年間猶予されたが、その後でBが当該手形をCに裏書譲渡した場合に、Aは、Cに対して当該支払いの猶予を対抗することができ、そのような抗弁について手形法17条は適用されない。
- イ) 判例によれば、AがBに金融を受けさせるために振り出した融通手形をCがBから裏書により取得した場合、Aは、Cが当該手形を融通手形であると知って取得したのだとしても、これを理由にCに対する当該手形の支払を拒絶することはできない。
- ウ) 判例によれば、AがBを受取人とする約束手形を振り出し、Bが当該手形をCに裏書譲渡した後で、振出の原因関係であるAB間の売買契約と、裏書の原因関係であるBC間の売買契約が、いずれも合意解除され、各売買契約に関する原状回復も済んでいる場合、それにもかかわらずCが当該手形をBに返還せず、Aに対して支払を請求しても、Aは、Bとの間の原因関係が消滅した旨の抗弁を、Cに対しても主張することができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

下線部（E）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 期限後裏書にも権利移転的効力は認められる。
- イ) Aが振り出した約束手形を、受取人Bが、取立のためにCに裏書（公然の取立委任裏書）した場合、Aは、Cからの支払請求に対して、Cに対する抗弁を対抗することができる。
- ウ) 隠れた取立委任裏書の被裏書人も、公然の取立委任裏書の被裏書人と同様に、手形を譲渡することができない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第14問〕（配点：5点）

他人による手形行為に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、P 合資会社の代表社員 A が約束手形の振出人欄に「P 合資会社 A」と記し A の印を押捺した場合、当該手形の記載のみでは、当該手形の振出が P 合資会社のためにされたものとも、A 個人のためにされたものとも解しうるものであり、そのような場合、当該手形の所持人は、P 合資会社と A 個人のいずれに対しても手形金の請求をすることができる。
- イ) P 株式会社の代表取締役 A が代理権（代表権）を濫用して B を受取人とする約束手形を振り出し、B が当該手形を C に裏書譲渡した場合、判例によれば、P 株式会社は、たとえ B が代理権（代表権）の濫用を知って当該手形を取得したものであっても、C に対しては、手形法 17 条但書の規定に則り C の悪意を証明する場合にのみ責任を免れることができる。
- ウ) 判例によれば、表見代理が成立すると認められる場合、所持人は、無権代理人に対して手形法 8 条の責任を追及することができない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第15問〕（配点：5点）

約束手形の偽造および変造に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 振出署名が偽造の署名であったとしても、そのために裏書人の債務が無効になるものではない。
- イ) 判例によれば、偽造によって手形を振り出した者は、無権代理人の責任に関する手形法 8 条・77 条 2 項の類推適用によって手形上の責任を負うことはない。
- ウ) 判例によれば、変造の場合の原文言の証明責任は、手形債務者が負担する。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

白地手形に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、A が白地部分のある手形を作成・署名して B に交付したが、B に補充権を授与したわけではなかった場合、当該手形は白地手形ではないため、当該手形を B から取得した所持人に対して A が手形上の責任を負うことはない。
- イ) 判例によれば、白地手形の不当補充に関する手形法 10 条・77 条 2 項は、補充権に関する合意と異なる補充がされた手形を悪意・重過失なく取得した所持人について適用される規定であって、悪意・重過失なく白地手形を取得したうえ、そのような合意と異なる補充を自らした所持人については適用されない。
- ウ) 判例によれば、白地手形の白地部分を補充せずに支払呈示期間内に支払呈示をした場合、支払呈示期間経過後に白地部分を補充しても、支払呈示が遡って有効になるわけではない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

時効と利得償還請求権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、約束手形の振出人の支払義務について消滅時効が完成した場合も、そのことによって裏書人の担保責任が消滅するわけではない。
- イ) 判例によれば、満期の記載のある白地手形の場合、補充権はこれを行使しうべきときから5年の経過によって時効消滅する。
- ウ) 判例によれば、A の B に対する消費貸借上の債務の支払のために約束手形が振り出されたが、当該手形上の債権が時効によって消滅し、その後消費貸借上の債務も時効によって消滅した場合、B は A に対して利得償還請求をすることができない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第18問〕（配点：5点）

約束手形の喪失に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 判例によれば、喪失した手形について裁判所が除権決定をした後は、除権決定よりも前に当該手形を善意取得した者も、当該手形に表章された手形上の権利を失う。
- イ) 喪失した手形について裁判所が除権決定をした後は、当該手形を裏書によって譲り受けた者も、当該手形上の権利を善意取得することはない。
- ウ) 判例によれば、喪失した白地手形について除権決定がされた場合、その白地手形の権利者は、振出人に対して手形の再発行を請求することはできず、手形外で白地を補充する旨の意思表示をしても、これにより白地補充の効力を生じたものとする事はできない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

小切手に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 小切手の引受は禁止される。
- イ) 小切手の振出人の担保責任は、排除することができない。
- ウ) 一般線引小切手は、支払人において、自己の取引先に対してのみこれを支払うことができる。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

電子記録債権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 電子記録債権に係る債務の支払は、口座間送金決済によって行われる。
- イ) 電子記録債権の譲渡記録には権利移転的効力と資格授与的効力が認められるが、担保的効力は認められない。
- ウ) 電子記録債権は、分割して譲渡することができない。

1. ア 2. イ 3. ウ 4. アイ 5. イウ 6. アウ

以上

[解答]

[第1問] 5 [第2問] 4 [第3問] 3 [第4問] 4 [第5問] 1
[第6問] 2 [第7問] 6 [第8問] 5 [第9問] 3 [第10問] 6
[第11問] 1 [第12問] 5 [第13問] 1 [第14問] 4 [第15問] 1
[第16問] 3 [第17問] 3 [第18問] 5 [第19問] 4 [第20問] 4